

淀江産廃処分場設置に係る申請からこれまでの経過等

鳥取県産業廃棄物処理施設審査課

1 経過

- 令和 6 年 5 月 31 日 鳥取県環境管理事業センターが廃棄物処理施設設置許可申請書の提出
- 7 月 5 日 告示、申請書等の縦覧開始、利害関係者からの意見書の受付開始
- 7 月 19 日 第 1 回鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議（現地視察）
…当日の質疑概要は、**参考資料 3**
- 7 月 29 日 審査専門委員からの個別意見聴取
- ～ 10 月 1 日 …**資料 2**
- 8 月 5 日 申請書等の縦覧終了
- 8 月 19 日 利害関係者からの意見書の提出期限
…42 名の方から意見書の提出あり
…**資料 4-1、資料 4-2**
- 8 月 23 日 関係市長（米子市長）からの意見書の提出
…**資料 3**
- 10 月 8 日 第 2 回鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議

2 第 2 回審査専門委員会議の趣旨

- ① 審査専門委員に個別に行った意見聴取の内容について、全委員と共有する。
- ② 米子市長の意見、利害関係者の意見、これらの意見に対する申請者の見解を審査専門委員にお示し、これらの意見や見解を踏まえ、改めて各委員から申請内容に関する質疑及び意見をいただく。

【参考】

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）
（令和 2 年 3 月 30 日環循規発第 2003301 号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長）

第 2 産業廃棄物処理施設の許可について

5 専門的知識を有する者の意見の聴取

- (1) 専門的知識を有する者の意見の聴取は、申請された産業廃棄物処理施設に係る設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断に資する意見を聴取することを目的とするものであること。
- (2) 意見を聴取する者は、産業廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有し、当該事項について科学的見地から判断できる者であること。
- (3) 意見の聴取方法については、科学的見地からの必要な意見を聴取できるものであれば、特定の方法に限定されるものではなく、既存の審議会の場の活用、専門家への個別の意見の聴取等でも差し支えないものであること。
- (4) 意見を聴取する際には、申請書及び生活環境影響調査書と併せて、関係市町村長から聴取した意見及び利害関係者から提出された意見を提示すること。